参考資料

令和元年６月 26 日

令和元年第２回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

（令和元年６月12日付託分）

附　属　資　料

くらし安全防災局

目　　次

１　神奈川県手数料条例　新旧対照表【くらし安全防災局関係】 １
２　神奈川県地震災害対策推進条例　新旧対照表..... ２
３　神奈川県消防法関係手数料条例　新旧対照表..... ３
４　神奈川県火薬類取締法関係手数料条例　新旧対照表..... ４
５　神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例　新旧対照表..... ５
６　神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例
新旧対照表 ７

１　神奈川県手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第２号）新旧対照表【くらし安全防災局関係】

<table>
<tr><th colspan="3">改　　正</th><th colspan="3">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表（第２条関係）
１　（略）
２　くらし安全防災局関係</td><td colspan="3">別表（第２条関係）
１　（略）
２　くらし安全防災局関係</td></tr>
<tr><td>手数料徴収に係る事務</td><td>手数料の名称</td><td>金額</td><td>手数料徴収に係る事務</td><td>手数料の名称</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>１～４　（略）</td><td></td><td></td><td>１～４　（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>５　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第２項の規定に基づく電気工事士免状の交付</td><td>電気工事士免状交付手数料</td><td>(1)　第一種電気工事士免状
6,000円
(2)　第二種電気工事士免状
5,300円</td><td>５　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第２項の規定に基づく電気工事士免状の交付</td><td>電気工事士免状交付手数料</td><td>(1)　第一種電気工事士免状
5,900円
(2)　第二種電気工事士免状
5,200円</td></tr>
<tr><td>６　電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第４条第１項の規定に基づく電気工事士免状の再交付</td><td>電気工事士免状再交付手数料</td><td>2,700円</td><td>６　電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第４条第１項の規定に基づく電気工事士免状の再交付</td><td>電気工事士免状再交付手数料</td><td>2,600円</td></tr>
<tr><td>７　電気工事士法施行令第５条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</td><td>電気工事士免状書換え手数料</td><td>2,100円</td><td>７　電気工事士法施行令第５条の規定に基づく電気工事士免状の書換え</td><td>電気工事士免状書換え手数料</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>８～13　（略）</td><td></td><td></td><td>８～13　（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　神奈川県地震災害対策推進条例（平成 25 年神奈川県条例第１号）新旧対照表

改　　正	現　　行
（基本理念） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　地震災害対策は、男女双方、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。）、旅行者等の多様な主体の視点に立って、実施されるものとする。 （県の責務） 第４条　（略） ２　県は、地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において必要な事務及び事業を継続することができるよう、必要な計画を作成し、体制を整備するものとする。 ３・４　（略）	（基本理念） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　地震災害対策は、男女双方、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人その他の地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において特に援護を要する者をいう。）、旅行者等の多様な主体の視点に立って、実施されるものとする。 （県の責務） 第４条　（略） ２　県は、地震災害発生時において必要な事務及び事業を継続することができるよう、必要な計画を作成し、体制を整備するものとする。 ３・４　（略）

３　神奈川県消防法関係手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第４号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
第１条～第５条　（略）
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～８
（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>９　法第13条の３第３項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施</td><td>危険物取扱者試験手数料</td><td>（１）　甲種危険物取扱者試験　6,600円
（２）　乙種危険物取扱者試験　4,600円
（３）　丙種危険物取扱者試験　3,700円</td></tr>
<tr><td>10～16
（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第１条～第５条　（略）
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～８
（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>９　法第13条の３第３項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施</td><td>危険物取扱者試験手数料</td><td>（１）　甲種危険物取扱者試験　6,500円
（２）　乙種危険物取扱者試験　4,500円
（３）　丙種危険物取扱者試験　3,600円</td></tr>
<tr><td>10～16
（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

4　神奈川県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第５号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～11　（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12　法第31条第３項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</td><td>火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の試験手数料</td><td>１万8,000円</td></tr>
<tr><td>13～15　（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～11　（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12　法第31条第３項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</td><td>火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の試験手数料</td><td>１万7,000円</td></tr>
<tr><td>13～15　（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

5　神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第６号）新旧対照表

改　　正			現　　行		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
１～13　（略）			１～13　（略）		
14　政令第18条第２項第１号の規定に基づく法第31条第２項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	⑴　乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験　9,300円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,800円） ⑵　丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験　8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,200円） ⑶　乙種機械責任者免状に係	14　政令第18条第２項第１号の規定に基づく法第31条第２項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	⑴　乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験　9,000円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,500円） ⑵　丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験　8,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,900円） ⑶　乙種機械責任者免状に係

改正			現行		
		る製造保安責任者試験　8,800円） ⑷　第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験　9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,800円） ⑸　第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験　8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,200円）			る製造保安責任者試験　8,500円） ⑷　第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験　9,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,500円） ⑸　第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験　8,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,900円）
15　法第31条第２項の規定に基づく販売主任者試験の実施	高圧ガス販売主任者試験手数料	⑴　第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験　7,900円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,400円） ⑵　第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験　6,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,700円）	15　法第31条第２項の規定に基づく販売主任者試験の実施	高圧ガス販売主任者試験手数料	⑴　第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験　7,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,100円） ⑵　第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験　6,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,500円）
16～20　（略）			16～20　（略）		

6　神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第７号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～19　（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20　法第38条の５第２項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</td><td>液化石油ガス設備士試験手数料</td><td>２万1,400円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、２万900円）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料徴収に係る事務</th><th>手数料の名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１～19　（略）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20　法第38条の５第２項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</td><td>液化石油ガス設備士試験手数料</td><td>２万700円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、２万200円）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>